

## 新商品生産による新事業分野開拓者認定事業

新規性の高い優れた新商品の開発、生産、販売により新たな事業分野の開拓に取り組む市内中小企業者を「新事業分野開拓者」として認定することで、認定を契機とした様々な相乗効果により、地域経済の振興を図ります。

項目	内容
申請要件	<p>次に掲げる要件を全て満たしている中小企業者が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であること</li><li>・ 市内に本社又は主たる事業所を有するものであって、市内において対象となる商品を生産し又は開発したもので、かつ、販売の権利を有しているものであること</li><li>・ 認定に係る商品が市の関係機関において使用している物品の範囲内（サービス提供等の役務・医薬品・食品は対象外）であること</li><li>・ 本社又は主たる事業所に市税の滞納がない者であること</li></ul>
認定のメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新商品を市のホームページ等に掲載しPRしますので、社会的認知度の向上を図ることができます。</li><li>・ 市が新商品を導入しようとする場合は、入札制度によらない随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第4号）で調達が可能となり、販売実績作りと売り上げの増加が見込まれます。※ただし、認定自体が購入を担保するものではありませんのでご注意ください。</li></ul>
提出書類	<p>申請者は、「横手市新商品生産による新事業分野開拓者認定申請書」と以下の添付書類を商工労働課に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 実施計画書</li><li>② 定款及び登記簿謄本（法人の場合）</li><li>③ 直近2営業期間の財務諸表</li><li>④ 本社又は主たる事業所の市税を滞納していないことの証明書</li><li>⑤ 新商品に関する資料</li><li>⑥ その他市長が必要と認める書類</li></ol>
受付期間	令和7年4月1日から令和7年7月31日まで

## 申請から認定までの流れ

<b>①申請</b>	申請者⇒横手市役所商工労働課 認定申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。 担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 受付は土、日、祝日を除きます。
------------	--

<b>②審査会</b>	横手市役所商工労働課⇒申請者 認定審査会を開催し、その席上で商品に関するプレゼンテーションを行っていただきます。その後、認定の可否を決定し、申請者に通知いたします。
-------------	---

<b>③公開</b>	横手市は、認定を受けた事業者及び新商品について市ホームページ等で広く周知し、物品の調達に当たっては当該商品を優先的に調達するよう努めます。
------------	---

<b>④その他</b>	横手市は、必要があると認めたときは、実施計画の実施状況等について報告を求めたり、調査を行ったりする場合があります。
-------------	---

当該補助金の概要及び申請書兼実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のページ番号を横手市ホームページの「ページ ID 検索欄」に入力もしくは二次元コードを読み取るとご覧いただけます。

新商品生産による新事業分野開拓者認定事業の ページ ID : 1004690 ↓ページ二次元コード↓ 	問い合わせ先
	横手市役所商工観光部商工労働課 〒013-8601 横手市中央町 8 番 12 号 (かまくら館 5 階) TEL : 0182-32-2115 FAX : 0182-32-4021